



のびのびと成長する場所、只見町の子どもたちの未来を育む

「ぶなのもり こども園」

来年4月から

只見町幼保連携型認定こども園

「ぶなのもり こども園」が開園します。

令和7年4月から開園する「只見町認定こども園」の愛称案を募集したところ、20点の応募があり、認定こども園設置に関する専門委員会で選考した結果、「ぶなのもり こども園」に決定しました。

なぜ、認定こども園？

近年、全国的に専業主婦（夫）の家庭が減少し、共働き
の家庭が増え、保育の需要が増えている中、幼児期の教育

も非常に重要視され、教育と保育の一体化が求められています。

従来、幼稚園は教育、保育所は保育と役割が分かれていましたが、その両方の役割を併せ持つ施設として「認定こども園」があります。

認定こども園は、教育的な活動と日常の保育が統合されており、子どもの預かりだけではなく、日常生活の中での道徳的判断や社会的スキルを育むことができます。

「ぶなのもり こども園」に込められた思い

只見町の象徴であるブナと森、そして「もり」には子どもたちを『見守る』と『盛る』の意があります。子どもが増え、こども園も町もどんどん盛り上がっていく願いも込めました。ひらがなで「ぶなのもり」とすることで、子どもに親しみやすくしました。

考案者 永井知子さん（大倉）



こども園になるけど、 今までの保育所とは何が違う？ 何が変わる？

各保育所・こども園に通う子どもの 年齢及び認定区分

現在			令和7年度から		
	満年齢 (4月1日現在)	認定区分		満年齢 (4月1日現在)	認定区分
只見保育所	1歳	2号認定 3号認定	こども園	1歳	1号認定 2号認定 3号認定
	2歳				
	3歳				
	4歳				
	5歳				
朝日保育所	1歳	2号認定 3号認定	こども園	1歳	1号認定 2号認定 3号認定
	2歳				
	3歳				
	4歳				
	5歳				
明和保育所	1歳	2号認定 3号認定	こども園	1歳	1号認定 2号認定 3号認定
	2歳				
	3歳				
	4歳				
	5歳				

Q どこに開園するの？

A 現在の朝日保育所の施設をこども園に移行します。(住所：黒谷字上野260番地)

「ぶなのもり こども園」は、町内の満3歳以上の子どもが集まります。また、朝日地区で保育を希望する満3歳未満の子どもは、これまで通り保育が受けられます。

なお、只見保育所と明和保育所は満3歳未満の子どもを保育所として継続する予定です。(左表参考)

Q これまで只見保育所、明和保育所に送迎していただくけど、こども園まで送迎しないといけないの？

A 只見・明和地区に居住されている保護者の方には、それぞれの保育所に子どもを送迎していただき、只見保育所、明和保育所からこども園への無料送迎バスを運行します。朝日地区の子どもは、いままで通りこども園に送迎をお願いします。

各区分の認定要件、該当基準等

認定区分	該当基準等	教育・保育日 及び 時間	延長保育
1号認定 (※)	子どもの年齢が満3歳以上 保育に必要な事由(就労、妊娠・出産、病気等)に該当しない	月曜日～金曜日 午前9時～午後3時(教育時間)	午前7時30分～ 午後6時30分の間で可能 (有料)
2号認定	子どもの年齢が満3歳以上 保育に必要な事由(就労、妊娠・出産、病気等)に該当する ※保護者の就労時間により、標準時間または短時間かのいずれかに認定	月曜日～土曜日 (標準時間) 午前7時30分～ 午後6時30分 (短時間) 午前8時30分～ 午後4時30分	午前7時30分～ 午後6時30分の間で可能 (短時間は有料)
3号認定	子どもの年齢が満3歳未満 保育に必要な事由(就労、妊娠・出産、病気等)に該当する ※保護者の就労時間により、標準時間または短時間かのいずれかに認定		

※1号認定は学校教育法の規定により、春、夏、冬休みの長期休業があります。

Q 保育時間等は変わるの？

A 認定区分によって保育時間に違いがありますが、これまでと同じ保育時間となります。

従来との大きな違いは、こども園は1号認定でも通園ができます。(上表参考)

Q こども園は教育時間中しか預かって貰えないの？

A 教育時間終了後は、只見保育所・明和保育所の子どもは、こども園から各保育所に送迎をします。保護者の方のお迎えまで各保育所(こども園)で、これまで同様に保育・延長保育を行います。

Q こども園の利用料は？

A こども園の利用料や給食費は原則無料とします。

Q バスでの通園が不安です

A 今年度、バス通園を行っているこども園に視察研修に伺っており、安全運行のためのマニュアルを作成します。また、バスには置き去り防止の安全装置を設置します。

Q バスでの通園が不安です

A 今年度、バス通園を行っているこども園に視察研修に伺っており、安全運行のためのマニュアルを作成します。また、バスには置き去り防止の安全装置を設置します。

また、バスには置き去り防止の安全装置を設置します。